

諸外国における非専門的・非技術的分野の 外国人労働者受入れ制度について

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

〔調査対象国・地域〕

韓国・台湾・シンガポール・アメリカ・イギリス
オーストラリア・カナダ・フランス・ドイツ

人口：約5,163万人（出典：2022年、韓国統計庁）
 主要産業：電気・電子機器、自動車、鉄鋼、石油化学、造船

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

雇用許可制

外国人季節労働者制度

一般雇用許可制（E-9ビザ）

特例雇用許可制（H-2ビザ）

2015年：季節労働者制度の試験実施（農繁期に最大90日間の短期滞在（C-4）ビザ）
 2017年：季節労働者制度の正式導入（季節労働者制度の全国実施）
 2019年12月：同制度改定（季節労働長期滞在（E-8）ビザ新設。滞在期間を最大5か月まで延長可能）

	一般雇用許可制（E-9ビザ）	特例雇用許可制（H-2ビザ）	外国人季節労働者制度
受入分野	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業	左記に加え、サービス業でより広範な職種（飲食、宿泊、介護等）を含む	播種期・収穫期など季節性があり、短期間・集中的に人手が必要な農・漁業分野
対象者	覚書を締結した16か国の国籍を有する18～39歳の者（韓国語能力及び技能水準に係る試験あり）	中国及び旧ソ連（ウズベキスタン、カザフスタン、ウクライナ、キルギス、タジキスタン）地域に居住する満25歳以上の韓国系外国人（在外同胞）	①韓国自治体と覚書を締結した外国自治体の住民 ②各自自治体に居住する結婚移民者の本国の家族及びいここ以内の親戚（その配偶者を含む） ③季節労働参加要件を備えた国内滞在外国人（文化芸術(D-1)、留学(D-2)、語学研修(D-4)、求職(D-10)、訪問(F-1)、同居(F-3)の在留資格保持者等）
技能要件	「外国人労働者の雇用等に関する法律」に基づき大統領令に定める体力評価、面接評価及び基礎機能評価	なし	—
語学要件	韓国語能力試験で200点満点基準で80点以上取得	なし	—
在留者数	21万7,729人（2021年）	12万5,493人（2021年）	1万2,330人（2022年）
受入数上位の国	カンボジア（14.0%）、ネパール（13.7%）、ベトナム（12.6%）、インドネシア（10.2%）、フィリピン（9.5%）、タイ（9.3%）（2020年5月）	中国（85.5%）、ウズベキスタン（9.5%）（2020年5月）	—
各年代の割合	15～29歳：47.5%、30～39歳：45.2%、40～49歳：7.3%（2020年5月）	15～29歳：5.2%、30～39歳：16.8%、40～49歳：28.0%、50～59歳：44.4%、60歳以上：5.6%（2020年5月）	—
性別割合	男性：91.2%、女性：8.8%（2021年）	男性：59.0%、女性：41.0%（2021年）	—
在留期間	3年（1年10か月の延長可、1か月以上の一時帰国を経た再入国を含めれば最大9年8か月在留可）	—	90日又は5か月（帰国後、再入国・再就労可）
転職の制限	原則禁止だが、一定の条件（※）の下、最初の就業活動期間（3年間）中は3回まで、再雇用の就業活動期間（1年10か月間）は2回まで、勤務先を変更できるが、②の場合は回数に含まれない。 ※①使用者が正当な理由により雇用契約期間中に契約を解除したり、雇用契約満了後に更新を拒絶する場合 ②使用者が休業、廃業したり、暴行などの人権侵害、賃金未払、労働条件の低下などで、外国人雇用許可の取消または雇用制限措置が行われ、当該事業所での就労を継続できなくなった場合 ③負傷等により、当該事業所で引き続き就労することは適当でないが、他の事業所での就労は可能な場合	制限なし。申告のみ必要。	—

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

	雇用許可制		外国人季節労働者制度
	一般雇用許可制 (E-9ビザ)	特例雇用許可制 (H-2ビザ)	
家族の帯同	不可	不可	—
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストを義務付け 受入人数の総量規制（クォータ制）及び業種や事業所規模別の雇用許可人数を定めている（2021年合計：5万2千人） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストを義務付け 訪問就業（H-2）査証の総量制規制あり（国内に在留するH-2査証の在留資格保持者の規模を30万3千人に制限） 	2015年：季節労働者制度の試験実施（農繁期に最大90日間の短期滞在ビザ（C-4））。 2017年：季節労働者制度の正式導入（季節労働者制度の全国実施）。 2019年12月：同制度改定（季節労働長期滞在ビザ（E-8）新設。滞在期間を最大5か月まで延長可能）。
専門的・技術的分野への接続	あり（→E-7-4ビザへ）。E-9、H-2等の在留資格で最近10年以内に5年以上韓国で誠実に就業した外国人労働者が、熟練度などの資格要件を満たす場合、長期滞在が可能となる熟練技能人材（E-7-4）へ変更申請することができる、熟練技能人材ポイント制を2018年から導入（上限：2,000人/年）	あり（→F-5ビザへ）。2009年、韓国政府はH-2の在留資格を有する韓国系外国人が次の①～③のすべての要件を満たす場合、永住（F-5）の在留資格の取得を可能とする制度改正を行った。 ①製造業、農畜産業、漁業、介護ヘルパー、家事手伝いとして就労している者が勤務先を変更することなく、同一事業所に4年以上継続勤務 ②本人と国内で生計を共にする家族が3,000ウォン以上の資産を保有する等、生計維持能力がある ③在外韓国系外国人としての国籍取得要件を備えている	—
職業斡旋	送出国政府が作成した求職者名簿に基づき、韓国政府（雇用支援センター）が使用者に対し、求職者名簿の中から求人要件に適った人材（求人の3倍）を推薦する。	求職者が入国し就業前教育を受けた後、求職の申込みを行い、これに基づき韓国政府（雇用支援センター）が使用者に対し、求職者リストの中から求人要件に適合する求職者（求人の3倍）を推薦する。他方で、一般雇用許可制と異なり、事業所を自ら探すことも認められている。	—
失踪者	5万3,936人（2018～2021年、不法残留者）		—

(出典) ・日本外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html#section1>)
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人労働者受入れ制度に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU—』(2022年3月)
 ・韓国法務部ウェブサイト (<https://www.moj.go.kr/moj/194/subview.do>、https://viewer.moj.go.kr/skin/doc.html?s=/result/bbs/182&fn=temp_1649030573655100)
 ・韓国法務部・出入国在留管理統計(2021年報)・高安雄一「韓国における在留資格別の外国人の雇用状況：コロナ禍による景気後退前後を中心に」『韓国経済研究』第19巻(2022年)
 ・佐野孝治『韓国の「雇用許可制」にみる日本へのインプリケーション』(2017年)・高安雄一「韓国の農業における外国人労働者の雇用に関する考察」『韓国経済研究』第17巻(2020年)
 ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 厚生労働省委託事業『外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書』(平成31年3月)
 ・タイ雇用許可センターホームページ (https://hrdkoreathailand.com/ko/select_exam)
 ・韓国産業人力公団ホームページ (<https://eps.hrdkorea.or.kr/h2/brd/noticeDetail.do?pageNo=2&brdSeq=238&pageUnit=50>)

人口：約2,340万人（2021年12月）
 主要産業：電子製品、化学品、鉄鋼金属、機械

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

客工（Guest Workers）制度

受入分野	家庭介護者、家庭サービス労働者、施設介護者、製造業務、建設業務、海洋漁業務、畜産業務
対象者	覚書を締結した6か国（インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア及びモンゴル）の国籍を有する16歳以上（家庭介護者及び家庭サービス労働者は20歳以上）の外国人
技能要件	なし（ただし、外国人が介護労働者として雇用されるには、事前に①身体検査への合格、②100時間の規定訓練（生活ケアの仕方など一般的な介護者としての訓練）の修了が求められており、その2点がクリアできて台湾への入国が労工委員会に認められる。）
語学要件	なし
在留者数	72万5,367人（2022年11月末）
受入数上位の国	ベトナム（35.3%）、インドネシア（34.1%）、フィリピン（21.4%）、タイ（9.2%）（2022年11月末）
各年代の割合	—
性別割合	男性：50.3%、女性：49.7%（2022年11月末）
在留期間	最大12年間の期間を超えない範囲で雇用が許可される。 家事サービス業及び介護業においては14年まで延長可。
転職の制限	2008年から元の雇用主、外国人非熟練労働者及び新雇用主の3者が合意すれば、雇用主を転換できるようになった。
家族の帯同	不可
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場テストを義務付け ・「外国人の就業サービス法」において外国人非熟練労働者の受入人数に関する規則が定められている ・業種や企業規模により外国人雇用上限率が定められており、各企業は非熟練労働者を自由に雇用することはできない
専門的・技術的分野への接続	経験年数（6年以上）等の条件を満たした場合に「中級熟練人材」への移行が可能
職業斡旋	台湾労働部の許可を得た民間の仲介事業者が現地の送出国と連携し、現地労働者を確保。政府は、仲介事業者が外国人労働者から徴収する仲介費について公定価格を設定し、仲介事業者のランク付けを行う等して仲介事業者を管理。
失踪者	7万9,355人（2022年11月末）

(出典) ・日本外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/data.html#section1>)
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人材受入れ制度—非高度人材の位置づけ—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾、シンガポール—』（2018年9月）
 ・城本ら『台湾における外国人介護労働者の雇用』（2010年）・台湾行政院主計総処「人力資源調査統計年報」（<https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/212010.htm>, <https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/212040.htm>, <https://statdb.mol.gov.tw/html/mon/212070.htm>）
 ・台湾行政院ウェブサイト（<https://english.ey.gov.tw/News3/9E5540D592A5FECD/144d9ad7-4a42-4732-9ddd-1e8f8f6d501a>）
 ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング 厚生労働省委託事業『外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書』（平成31年3月）

人口：約569万人（うちシンガポール人・永住者は約404万人）（2020年）
 主要産業：製造業（エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密器械、商業、ビジネスサービス、運輸・通信業、金融サービス業）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

労働許可（Work permit）

受入分野	建設業、製造業、海運業、石油化学産業、サービス産業、家事労働
対象者	<p>【建設業、海運業、石油化学産業】 マレーシア、中国、インド、スリランカ、タイ、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピン、香港、マカオ、韓国及び台湾出身の18歳以上50歳未満（※）（マレーシア出身者は58歳未満）の者</p> <p>【製造業、サービス産業】 マレーシア、中国、香港、マカオ、韓国及び台湾出身の18歳以上50歳未満（※）（マレーシア出身者は58歳未満）の者</p> <p>【家事労働】 バングラデシュ、カンボジア、香港、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、スリランカ、台湾及びタイ出身の23歳以上50歳未満（※）の女性であり、8年以上の教育を受けている者 ※申請時の年齢は50歳未満でなければならないが、就労可能な年齢は60歳までと定められている。</p>
技能要件	分野ごとに異なる技能要件が定められている（ただし、家事労働については技能要件はない）
語学要件	サービス産業のうち、ホテル、小売り、飲食業については語学要件あり
在留者数	94万3,400人（2022年6月時点）
受入数上位の国	—
在留期間	<p>【製造業、サービス産業、建設業、海運業、石油化学産業】 初年度2年、その後最大3年（更新可。出身の国・地域等によって、最長雇用期間が①14年、②22年、③26年、④適用なし（期限の定めなし）に分かれる）</p> <p>【家事労働】 60歳以下であれば、期間の定めなく更新可</p>
転職の制限	<p>原則不可</p> <p>【建設業、製造業、海運業、石油化学産業、サービス産業】 既存の雇用主の同意がある場合は、労働許可証が有効な間はいつでも転職可。労働許可証の有効期限が切れる前の40～21日の間は、既存の雇用主の同意なしに転職可。（いずれの場合についても、人材開発省への申請が必要。）</p> <p>【家事労働】 労働者側の申出により転職をすることはできないが、渡航制限等で既存の雇用主が家事労働者を帰国させることが困難な場合、職業紹介所が主体となり、新しい雇用主を探すことができる。</p>
家族の帯同	不可
需給調整等	受入予定数の公表はないが、国内経済や各産業の成長、人口動態その他の状況を勘案して、各種調整制度を用いて受入数が制限される。
専門的・技術的分野への接続	要件を満たしている限りにおいて、労働許可からSパス（中度技能者）への移行が可能。
職業斡旋	外国人が企業へ直接応募しない限り、ライセンス（EA license）を事前に取得した民間の職業紹介所（EA）が仲介する。
失踪者	—

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/data.html#section1>）
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人材受入制度—非高度人材の位置づけ—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、韓国、台湾、シンガポール—』（2018年9月）
 ・シンガポール人材開発省ウェブサイト（<https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits>, <https://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/foreign-workforce-numbers>）

諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度 4 アメリカ



人口：約3億3,200万人（2021年7月米統計局推計）
 主要産業：工業（全般）、農林業（小麦、トウモロコシ、大豆、木材他）、金融・保険・不動産業、サービス業

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

	季節農業労働者 (H-2Aビザ)	農業以外の一時的・季節的労働者 (H-2Bビザ)	研修 (H-3ビザ)
対象者	受入れ対象国のリストに掲載されている国・地域（2021年は81の国と地域）出身で、一時的に農作業に就く者 ※リスト対象外からの受入れには、国土安全保障長官が国務長官の同意の上承認する必要がある。	受入れ対象国のリストに掲載されている国・地域（2021年は84の国と地域）出身で、一時的、季節的、かつ国内労働者が不足している職業に就く者	雇用主が行う、研修生の本国では受けることができない最長2年間の研修を受ける者
受入分野	農作業（農産物の植え付け、飼育、栽培、収穫、生産等）	特定の分野に限定されない（造園、林業、水産物加工、建設、給仕、接客ほか）	特定の分野に限定されない（農業、商業、コミュニケーション、ファイナンス、政府、交通手段ほか）
技能・語学要件	—	—	—
査証発給件数	51万343件（2020年）	8万6,731件（2020年）	820件（2020年）
受入数上位の国	メキシコ（95.6%）	メキシコ（77.8%）	—
在留期間	初回1年（2回更新可、最長3年）。 その後は3か月間の国外滞在上再申請が認められる。		研修員は最長2年 特別教育交流員（身体的、精神的又は感情的な障害を持つ子どもたちに対する特殊教育を受ける者）は最長3年
転職の制限	可能であるが、原則として事前に市民・移民局の承認を得る必要がある		—
家族の帯同	配偶者と21歳未満の未婚の子供は、H-4（同行家族）ビザでの入国を求めることができる（H-4ビザの間は就労不可、就学可）。		
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストあり 人数枠の設定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 労働市場テストあり 年間6万6,000人の受入れ枠（上半期、下半期各3万3,000人） ※2021年度下半期（2021.4.1-2021.9.30）の発給数については、当該ビザ取得者を雇わなければ「取り返しのつかない損害を招く可能性がある」事業者に限り、過去3年間に当該ビザを取得した者を対象に、2万2,000件を追加する措置をとっている。 	人数枠の設定なし
専門的・技術的分野への接続	在留資格の変更自体は可能であるが、専門的・技術的分野への接続関係は不明		
職業斡旋	連邦政府による公的な職業斡旋はなし		
失踪者	—	—	—

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/data.html#section1>）
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人労働者受入れ制度に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU—』（2022年3月）
 ・米国土安全保障省ウェブサイト“Yearbook of Immigration Statistics 2020”
 ・米国移民権・市民局ウェブサイト（<https://www.uscis.gov/>, <https://www.uscis.gov/working-in-the-united-states/temporary-nonimmigrant-workers>）

人口：6,708万人（2020年）

主要産業：自動車、航空機、電気機器、エレクトロニクス、化学、石油、ガス、金融

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

季節労働者（Seasonal Worker）ビザ

受入分野	農業（2019年～2021年までは野菜や果実の収穫等特定分野のみであったが、2022年からは養鶏業等の受入れも開始）
対象者	18歳以上で、外国人労働者を雇用するライセンスを取得したスポンサーからの受入証明（Certificate of Sponsorship）及びイギリスで生活するのに十分な資金（少なくとも1,270ポンド）を保有している者
語学・技能要件	—
査証発給件数	2万2,420件（2021年）
受入数上位の国	ウクライナ（67%）、ロシア（8%）、ブルガリア（4%）、ベラルーシ（3%）（2021年）
在留期間	6か月（養鶏業は毎年10月18日から12月31日まで）
転職の制限	なし（原則として、雇用主は季節労働者からの雇用主の変更の要求を拒否してはならない）
家族の帯同	不可（ただし、英国滞在中に子供が生まれた場合、家族滞在としての滞在許可を申請することができる）
需給調整等	あり 2019年査証発給上限数：2,500 2020年査証発給上限数：10,000 2021年査証発給上限数：30,000 2022年査証発給上限数：40,000（うち園芸38,000、養鶏2,000）
専門的・技術的分野への接続	なし（技能ビザ（Skilled worker visa）への変更は不可）
職業斡旋	環境食糧農村省による推薦及びGangmasters and Labor Abuse Authority（内務省管轄）により労働者供給事業者（ギャングマスター）としての認可(*)を得た企業により、斡旋が行われる。 2021年のスポンサーとして認可されているのは、4社（AG Recruitment and Management Ltd, Concordia Ltd, Fruitful Jobs, Pro-force Ltd）であり、いずれも労働者の派遣会社である。
失踪者	—

(*)特定業種（農業、園芸、貝類採取、林業、食品加工・包装）に関する人材斡旋を行う場合に必要

- (出典) ・日本外務省ウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html#section1>)
 ・英国内務省ウェブサイト (<https://www.gov.uk/seasonal-worker-visa>、<https://www.gov.uk/government/statistics/immigration-statistics-year-ending-december-2021/why-do-people-come-to-the-uk-to-work>、<https://www.gov.uk/government/publications/workers-and-temporary-workers-guidance-for-sponsors-sponsor-a-seasonal-worker/workers-and-temporary-workers-guidance-for-sponsors-sponsor-a-seasonal-worker-accessible-version>、<https://www.gov.uk/government/news/10000-workers-to-boost-british-farming-sector>、<https://www.gov.uk/government/news/up-to-30000-workers-to-help-reap-2021-harvest>、https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1099490/Sponsor-a-Seasonal-Worker-08-22_1.0.pdf、<https://www.gov.uk/skilled-worker-visa/switch-to-this-visa>、<https://www.gov.uk/government/publications/workers-and-temporary-workers-guidance-for-sponsors-sponsor-a-seasonal-worker/workers-and-temporary-workers-guidance-for-sponsors-sponsor-a-seasonal-worker-accessible-version#Specific-requirements-Seasonal-Worker-licence>)
 ・有田謙司『イギリスにおける雇用仲介事業等の法規制』（2015年）

人口：約2,575万人（2021年9月。出典：豪州統計局）

主要産業：第一次産業2.6%、第二次産業26.3%、第三次産業71.1%

農林水産業（2.6%）、鉱業（10.6%）、製造業（5.9%）、建設業（7.3%）、卸売・小売業（8.6%）、運輸・通信業（6.6%）、金融・保険業（9.3%）、専門職・科学・技術サービス（7.5%）など
（2020～21年度のGVA産業別シェア、出典：豪州統計局）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

太平洋オーストラリア労働力モビリティ（Pacific Australia Labor Mobility（PALM））

※季節労働者プログラム（Seasonal Worker Program）及び太平洋労働カスキーム（Pacific Labour Scheme）は、2022年4月に新規受付を終了し、PALMへ移行

受入分野	農業、園芸、宿泊、観光、接客業、食肉加工、漁業、介護
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・豪州政府と協定を結んだ国の国民であること （キリバス、ナウル、パプアニューギニア、サモア、東ティモール、トンガ、ツバル、バヌアツが対象） ・雇用主がDFAT（豪州外務貿易省）の承認を受けていること ・DFATによってPALMスキームへの参加が承認された雇用主に雇用される予定であること ・豪州で経済的に自立できること（保険加入など治療費を賄う能力含む） ・人格に問題が無いこと（犯罪歴等から判断） ・健康状態に問題が無いこと ・健康保険に加入していること ・ビザ申請時に21歳以上であること
語学・技能要件	—（※英語及び技能の要件については、現在政府内で調整中）
査証発給件数	—
受入数上位の国	—
在留期間	最大 9 か月の季節的（短期）または 1 ～ 4 年間の長期雇用
転職の制限	—
家族の帯同	2023 年以降は、長期雇用の PALM 労働者について家族帯同可。帯同している家族は、就労・就学可
需給調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場テストあり ・上限あり（2023年6月までに3万5,000人に増加予定）
専門的・技術的分野への接続	—
職業斡旋	雇用主のニーズに基づき、送出国の送出国機関が現地の労働者の斡旋を行う
失踪者	失踪問題に関する報道あり（2020年に少なくとも1,000人の外国人季節労働者が逃亡した由）

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/australia/data.html#section1>）
 ・豪内務省ウェブサイト（<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/temporary-work-403/seasonal-worker-program>）、
<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/getting-a-visa/visa-listing/temporary-work-403/pacific-labour-scheme>）
 ・PALMウェブサイト（<https://www.palmscheme.gov.au/>、<https://www.palmscheme.gov.au/sites/default/files/2022-10/PALM%20scheme%20reforms%20FAQs.pdf>）
 ・PNG REPORT（2021年11月23日）（<https://www.pngreport.com/agriculture/news/1421940/pacific-workers-abscond-in-australia>）

人口：約3,699万人（2021年カナダ統計局推計）
 主要産業：金融・保険・不動産などのサービス業、製造業、建設業、鉱業、農林業（カナダ統計局）

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

臨時外国人労働者プログラム(Temporary Foreign Worker Program)

季節労働者プログラム(Seasonal Agricultural Worker Program)

	臨時外国人労働者プログラム (TFWP)	農業ストリーム (Agricultural Stream)	在宅介護者 (In-home caregiver)	季節労働者プログラム(Seasonal Agricultural Worker Program)
受入分野	特定の分野に限定されない	農業	介護	農業
対象者	特定の分野に限定されない	特定の分野に限定されない	フルタイムでの稼働であること（週30時間以上）、介護が行われる個人宅での就労であること、雇用・社会開発局及び移民局の定める条件に合致すること	二国間協力覚書を締結している国の市民のみ（メキシコ及びカリブ海諸国）
技能要件	—	—	—	—
語学要件	—	—	英語またはフランス語のいずれかについて、会話能力及び読解力があり、監督されていない環境で効果的かつ独立してコミュニケーションできるレベルの流暢さを備えていること	—
在留者数	2万9,060人（2021年、入国港で発行された労働許可書数）	4万5,069人(2021年、入国港で発行された労働許可書数)	4,669人(2021年、入国港で発行された労働許可書数)	3万1,092人(2022年、入国港で発行された労働許可書数)
受入数上位の国	インド、グアテマラ、フィリピン、メキシコ、韓国等（2021年）			メキシコ、ジャマイカ
在留期間	原則最大2年	2022年：最大9か月（隔離期間を含む）	最大2年（高収入ポジションの場合、合理的な雇用の必要性に応じて最大3年）	2022年：最大9か月（隔離期間を含む）
転職の制限	—	—	—	本人の同意に加え、送出国の駐カナダ代表及びカナダ雇用・社会開発局の承認に基づき可能
家族の帯同	open work permitその他の就労許可の取得、留学、又は一時滞在ビザによる滞在が可能	—	—	—
需給調整等	労働市場テストを義務付け	労働市場テストを義務付け	労働市場テストを義務付け	労働市場テストを義務付け
専門的・技術的分野への接続	—	—	—	—
職業斡旋	—	—	—	外国人の雇用に当たって、雇用者は民間の職業紹介機関を利用できない
失踪者	失踪者問題に関する報道あり（2016年、ケベック州で約100人のグアテマラ人農業従事者が失踪した由）		—	—

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/canada/data.html#section1>）
 ・カナダ雇用・社会開発省ウェブサイト（<https://www.canada.ca/en/employment-social-development.html>）
 ・カナダ移民・難民・市民権省ウェブサイト（<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship.html>）
 ・Canada Updates（2016年10月25日）（<https://www.canadaupdates.com/2016/10/25/foreign-workers-disappear-canadian-farms/>）

諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度 8 フランス



人口：約6,790万人（2022年7月1日、フランス国立統計経済研究所）
 主要産業：（1）自動車、化学、機械、食品、繊維、航空、原子力等
 （2）農業は西欧最大の規模。工業においては自動車産業、宇宙・航空産業、原子力産業などの先端産業が発達

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

	季節労働者(saisonnier)	有期契約労働者、無期雇用契約労働者
受入分野	特定の分野に限定せず（労働力が不足している職種については、受入基準の緩和等の優遇措置あり）	特定の分野に限定せず（労働力が不足している職種については、受入基準の緩和等の優遇措置あり）
対象者	以下のいずれの条件も満たす者 ・ 1年のうち6か月を超えない範囲でフランス国内において季節労働に従事しようとする者 ・ 国外に常居所を有している者	以下のいずれの条件も満たす者 ・ フランスにおいて賃金労働者として稼働しようとする者 ・ 個人的な事情又は家族の事情によりフランスに滞在する者でないこと ・ 労働許可を有する者
語学・技能要件	—	—
在留者数	5,550人（滞在許可書発行数、2021年、予測値）	226万7,300人（在留者数、2020年）
受入数上位の国	モロッコ、アルジェリア、チュニジア、サウジアラビア、インド等（査証発給全体数、2021年）	
在留期間	雇用期間は4か月以上6か月以下でなくてはならない。 フランス到着後健康診断を受けた後に3年間有効（更新可）の季節労働者としての滞在許可証の交付を受けると、フランス国外を主たる居住地とすることが求められ、12か月間に6か月を超えてフランスに滞在することができない	1年間（更新可）
転職の制限	複数の（異なる）雇用主の下で就労可	なし
家族の帯同	不可	可能（本体者が18か月以上フランスに滞在している必要あり。）
需給調整等	企業・競争・消費・労働・雇用局による労働許可書が必要	企業・競争・消費・労働・雇用局による労働許可書が必要
専門的・技術的分野への接続	—	—
職業斡旋	職業斡旋事業を行う公的機関であるpôle emploiへの登録は不可	職業斡旋事業を行う公的機関であるpôle emploiへの登録が可能
失踪者	—	—

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html#section1>）
 ・フランス内務省移民局ウェブサイト（<https://www.immigration.interieur.gouv.fr>）
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU—』（2022年3月）

諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度 9 ドイツ



人口：約8,319万人（2020年9月、ドイツ連邦統計庁）
 主要産業：自動車、機械、化学・製薬等

※本資料は出入国在留管理庁において各国政府機関ウェブサイト、関係機関調査結果等を基にして作成したものである。

（注）いわゆる「非熟練労働者」は、公式には奨励されておらず、就労令に基づき、
 期限付きでのみ受け入れられ、長期滞在や定住資格を得ることはできない。

	オペア（就労令12条）	季節労働者（就労令15a条）	家事使用人（家庭内家事・介護者） （就労令15c条）	西バルカンルール
受入分野	簡単な家事や子どもの世話	農業、林業、園芸、ホテル、レストラン、果物・野菜の加工、建設、製材所	—	—
対象者	18歳以上（EU、EEA、スイス出身者は17歳以上）25歳未満で、ドイツ語の基礎知識を有する者	協定を締結した国（グルジア、モルドバ）の国籍を有する者	—	アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、北マケドニア、セルビア出身者
語学・技能要件	ドイツ語の基礎知識を有すること	—	—	なし
在留者数	7,790件 （就労令による就労許可の新規発行数、2021年）	836件（査証発給数、2021年） ※2013年以降発給が停止されていたが、2021年から、協定を締結したグルジアから季節労働者の受入れを再開	—	2万7,365人（在留者数、2020年） ※約85%が男性
受入数上位の国	—	—	—	ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、北マケドニア（2020年）
在留期間	6か月以上最長1年まで	年間6か月を超えない範囲	最大3年（出国後の再雇用は、前回就労期間と同じ期間の経過が必要）	—
転職の制限	—	—	雇用主の変更が可能	—
家族の帯同	不可	不可	—	—
需給調整等	・労働市場テストは不要	—	—	時限的措置（2016年発効。2021年に2023年までの延長決定） ・数量割当て制度（上限：年間2万5,000人） ・労働市場テストが必要
専門的・技術的分野への接続	なし	なし	—	—
職業斡旋	—	—	—	—
失踪者	—	—	—	—

（出典）・日本外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html#section1>）
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構『諸外国における外国人労働者受入制度に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、オーストラリア、韓国、EU—』（2022年3月）、
 ・独立行政法人労働政策研究・研修機構「2022年の労働分野における主な法改正」（https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2022/04/germany_02.html）
 ・ドイツ連邦司法消費者保護省ウェブサイト（https://www.gesetze-im-internet.de/beschv_2013/）
 ・ドイツ連邦移住・難民庁ウェブサイト “Educational and Labour Migration Monitoring Annual Report 2020”
 ・ドイツ連邦労働社会省ウェブサイト
 （https://statistik.arbeitsagentur.de/SiteGlobals/Forms/Suche/Einzelheftsuche_Formular.html;jsessionid=8FC1AA146DD623B7CD297953F69577E?nn=1523088&topic_f=ae-aezu）
 ・令和4年度出入国在留管理庁委託事業「諸外国における外国人の受入制度及び受入環境整備に係る調査・研究 報告書」（委託先：EY新日本有限責任監査法人）